

2024年11月1日

売買取引条件等の公表

横浜市中心卸売市場本場青果部

卸売業者 横浜丸中青果株式会社

横浜市中心卸売市場条例第56条第1項（売買取引条件等の公表）に基づき、以下の事項について公表いたします。

1. 営業日及び営業時間

市長が定めた開場日及び時刻

2. 取扱品目

野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料

3. 取扱物品の引渡しの方法

- ・出荷者 受託契約約款による
- ・買受人 別に合意がある場合を除き卸売場において引渡す

4. 委託手数料その他の取扱物品の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額

- ・出荷者 受託契約約款による
- ・買受人 契約の定めによる

5. 取扱物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

- ・出荷者 受託品は受託契約の定め、買付品は契約の定めによる
- ・買受人 契約の定めによる

6. 出荷者又は買受人に交付する奨励金の種類、内容及び額

- ・出荷奨励金
取扱品目の種別及び年間の受託物品の売買仕切金により
交付基準を設定する
交付基準の上限は受託物品の売買仕切金の17/1,000とする
- ・完納奨励金
担保、保証及び決済条件により交付基準を設定する
交付基準の上限は販売代金の10/1,000とする